

○財務省令第五十七号

関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第三百六十三号）の施行に伴い、関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十日

財務大臣 鈴木 俊一

関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令

関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（木材の指定）</p> <p>第十二条 令別表第一第三十二項から第三十四項までに規定する財務省令で定めるものは、アビユラ、アカジョアフリカ、アフロルモシア、アコ、アラン、アンジローバ、アニングレ、アボジラ、アズベ、バラウ、バルサ、</p>	<p>（木材の指定）</p> <p>第十二条 令別表第一第三十項から第三十二項までに規定する財務省令で定めるものは、アビユラ、アカジョアフリカ、アフロルモシア、アコ、アラン、アンジローバ、アニングレ、アボジラ、アズベ、バラウ、バルサ、</p>

ボッセクレイア、ボッセフォンセ、カチボ、セドロ、ダベーマ、ダークレットメラランチ、ジベツ、ドウシエ、フラミレ、フレイジョ、フロメイジャー、フーマ、ゲロンガン、イロ
ンバ、インブイア、イペ、イロコ、ジャボ
テイ、ジェルトン、ジェキテイバ、ジョンコ
ン、カプール、ケンパス、クルイン、コシ
ポ、コチベ、コト、ライトレッドメラランチ、
リンバ、ロウロ、マカランドウバ、マホガ
ニー、マコレ、マンデイオケイラ、マンソニ
ア、メンクラン、メラランチバカウ、メラワ
ン、メルバウ、メルパウ、メルサワ、モア
ビ、ニアンゴン、ニヤトー、オベチエ、オク
メ、オンザビリ、オレイ、オバンコル、オジ
ゴ、パドック（かりん）、パルダオ、パリッ
サンドルグアテマラ、パリッサンドルパラ、

ボッセクレイア、ボッセフォンセ、カチボ、セドロ、ダベーマ、ダークレットメラランチ、ジベツ、ドウシエ、フラミレ、フレイジョ、フロメイジャー、フーマ、ゲロンガン、イロ
ンバ、インブイア、イペ、イロコ、ジャボ
テイ、ジェルトン、ジェキテイバ、ジョンコ
ン、カプール、ケンパス、クルイン、コシ
ポ、コチベ、コト、ライトレッドメラランチ、
リンバ、ロウロ、マカランドウバ、マホガ
ニー、マコレ、マンデイオケイラ、マンソニ
ア、メンクラン、メラランチバカウ、メラワ
ン、メルバウ、メルパウ、メルサワ、モア
ビ、ニアンゴン、ニヤトー、オベチエ、オク
メ、オンザビリ、オレイ、オバンコル、オジ
ゴ、パドック（かりん）、パルダオ、パリッ
サンドルグアテマラ、パリッサンドルパラ、

パリツサンドルリオ、パリツサンドルロゼ、
パウアマレロ、パウマーフィム、プライ、プ
ナ、クアルバ、ラミン、サペリ、サキサキ、
セプター、シポ、スクピラ、スレン、タウア
リ、チーク、ティアマ、トラ、バイロラ、ホ
ワイトラワン、ホワイトメラランチ、ホワイト
セラヤ及びイエローメラランチとする。

パリツサンドルリオ、パリツサンドルロゼ、
パウアマレロ、パウマーフィム、プライ、プ
ナ、クアルバ、ラミン、サペリ、サキサキ、
セプター、シポ、スクピラ、スレン、タウア
リ、チーク、ティアマ、トラ、バイロラ、ホ
ワイトラワン、ホワイトメラランチ、ホワイト
セラヤ及びイエローメラランチとする。

附 則

この省令は、関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第三百六十三号）の施行の日から施行する。